

○ 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決の委任に関する訓令

令和元年 9 月 1 日

本部訓令第 2 0 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第 1 号。以下「専決規程」という。)第 5 条の規定に基づき、警察本部長(以下「本部長」という。)が専決できる事務のうち、定例かつ軽易なものとして警察本部の部長、課長又は隊長に委任する事務について定めるものとする。

(委任)

第 2 条 専決規程第 3 条の規定により本部長の専決とされた事務のうち、本部長は別表に定めるところにより、警察本部の部長、課長又は隊長にその事務を委任するものとする。

附 則

この訓令は、平成元年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 8 月 3 0 日本部訓令第 1 2 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第 9 0 号)附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の道路交通法(昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号)第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる講習に係る専決の委任事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成 3 年 8 月 2 6 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 7 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 2 0 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 6 月 3 0 日本部訓令第 1 3 号)

この訓令は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 1 0 月 1 5 日本部訓令第 1 9 号)

この訓令は、平成 4 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 1 0 月 2 3 日本部訓令第 2 1 号)

この訓令は、平成 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 7 月 3 0 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 5 月 1 0 日本部訓令第 2 2 号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年6月20日本部訓令第24号)

この訓令は、平成6年6月20日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日本部訓令第29号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第4号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月30日本部訓令第14号)

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月13日本部訓令第17号)

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日本部訓令第12号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月31日本部訓令第17号)

この訓令は、平成9年10月31日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日本部訓令第17号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月1日本部訓令第25号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）の項、ダンス教師資格者登録規程（昭和60年国家公安委員会告示第6号）の項及びダンス教授所認定規程（昭和60年国家公安委員会告示第7号）の項を削る改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月27日本部訓令第13号)

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日本部訓令第14号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月7日本部訓令第20号)

この訓令は、平成12年7月7日から施行する。

附 則 (平成12年11月24日本部訓令第25号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成13年1月5日本部訓令第1号国の機関の再編成等に伴う関係訓令の整理に関する訓令3条による改正附則)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日本部訓令第20号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日本部訓令第31号)
この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月17日本部訓令第38号)
この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日本部訓令第14号)
この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

附 則 (平成15年8月22日本部訓令第30号)
この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月18日本部訓令第33号)
この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日本部訓令第27号)
この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月21日本部訓令第45号)
この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月19日本部訓令第33号)
この訓令は、平成17年7月19日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日本部訓令第38号)
この訓令は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成17年11月25日本部訓令第47号)
この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日本部訓令第48号)
この訓令は、平成17年12月27日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日本部訓令第24号)
この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日本部訓令第26号)
この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月7日本部訓令第31号)
この訓令は、平成18年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年9月15日本部訓令第35号)
この訓令は、平成18年9月15日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日本部訓令第27号)
この訓令は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別表道路交通法（昭和35年法律第105号）の部第108条の2第1項第4号の項から第108条の2第1項第8号の2の項まで及び第108条の2第1項第11号の項並びに別表道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の部第32条の2の2第4号の項並びに別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の部第29条第1項の項、第38条第15項の項及び第38条第16項の項並びに別表山口県道路交通規則（昭和47年山口県公安委員会規則第3号）の部第24条の項の改正規定は、同月2日から施行

する。

附 則 (平成19年9月28日本部訓令第29号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日本部訓令第12号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月9日本部訓令第29号)

この訓令は、平成20年5月13日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日本部訓令第31号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月27日本部訓令第32号)

この訓令は、平成20年6月27日から施行する。

附 則 (平成20年7月4日本部訓令第33号)

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則 (平成20年10月31日本部訓令第36号山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部を改正する訓令附則2項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日本部訓令第39号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日本部訓令第40号)

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日本部訓令第21号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月7日本部訓令第23号)

この訓令は、平成21年8月10日から施行する。

附 則 (平成21年12月4日本部訓令第27号)

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日本部訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日本部訓令第13号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月2日本部訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月30日本部訓令第21号)

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 (平成25年7月5日本部訓令第30号)

この訓令は、平成25年7月5日から施行する。

附 則 (平成25年10月4日本部訓令第38号)

この訓令は、平成25年10月4日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日本部訓令第24号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日本部訓令第1号)

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。ただし、別表不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の部の改正規定、別表車両制限令（昭和36年政令第265号）の部の次に次のように加える改正規定及び別表災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）の部に次のように加える改正規定は、同年2月27日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日本部訓令第18号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月10日本部訓令第24号)

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年7月15日本部訓令第27号)

この訓令は、平成28年7月15日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日本部訓令第35号)

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成28年11月29日本部訓令第36号)

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日本部訓令第48号)

この訓令は、平成29年1月3日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日本部訓令第14号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成29年5月26日本部訓令第35号)

この訓令は、平成29年5月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月13日本部訓令第36号)

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (平成30年10月19日本部訓令第24号)

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。ただし、別表風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）の部の改正規定は、同月19日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日本部訓令第4号)

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日本部訓令第15号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日本部訓令第20号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日本部訓令第10号銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令による改正附則)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和4年5月6日本部訓令第19号)

この訓令は、令和4年5月6日から施行する。

附 則 (令和4年5月13日本部訓令第23号)

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年7月21日本部訓令第22号)

この訓令は、令和5年7月21日から施行する。

附 則 (令和5年8月24日本部訓令第25号)

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日本部訓令第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月30日本部訓令第14号)

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日本部訓令第19号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 (令和7年9月30日本部訓令第44号)

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

別表

法 令 名	条 項	事 務 の 内 容	専決委任区分	
			部長	課長 (隊長)
行政手続法 (平成5年 法律第88号)	第13条第1項 第2号	弁明の機会の付与の決定		○
	第15条第1項	聴聞の通知		○
	第15条第3項	所在不明者に対する聴聞（弁明の 機会の付与）の通知に係る掲示（第 22条第3項、第25条及び第31条に おいて準用する場合を含む。）		○
	第16条第3項 ・第4項	代理人の資格に関する書面の受理 （第31条において準用する場合を 含む。）		○
	第18条第1項 ・第2項・第3 項	文書等の閲覧の許可及び閲覧の日 時等の指定		○
	第19条第1項	主宰者の指名（道路交通法第104条 の2に規定する聴聞に限る。）		○
	第24条第4項	聴聞調書等の閲覧の許可		○
	第29条第1項 ・第2項	弁明書等の受理		○
	第30条	弁明の機会の付与の通知		○
聴聞及び弁 明の機会の 付与に関す る規則 (平成6年	第9条第1項	聴聞の期日（弁明の日時）又は場 所の変更（第24条第2項において 準用する場合を含む。）		○
	第9条第2項	変更申出書の受理（第24条第2項 において準用する場合を含む。）		○

国家公安委員会規則第26号)	第9条第3項	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知（第24条第2項において準用する場合を含む。）		○
	第10条第2項	文書等の閲覧の日時等の通知		○
	第11条第1項	提出物目録の作成（第24条第1項において準用する場合を含む。）		○
	第11条第2項	提出物目録の写しの交付（第24条第1項において準用する場合を含む。）		○
	第11条第3項	証拠書類等の返還（第24条第1項において準用する場合を含む。）		○
	第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知及び公示		○
	第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の許可の通知		○
	第21条第1項	弁明録取者の指名		○
	第21条第3項	提出に係る弁明調書の受理		○
山口県行政 手続条例 （平成7年 山口県条例 第1号）	第12条第1項 第2号	弁明の機会の付与の決定		○
	第14条第1項	聴聞の通知		○
	第14条第3項	所在不明者に対する聴聞（弁明の機会の付与）の通知に係る掲示（第21条第3項、第24条及び第28条において準用する場合を含む。）		○
	第15条第3項 ・第4項	代理人の資格に関する書面の受理（第28条において準用する場合を含む。）		○
	第17条第1項 ・第2項・第3項	文書等の閲覧の許可及び閲覧の日時等の指定		○

	第23条第4項	聴聞調書等の閲覧の許可		○
	第26条第1項 ・第2項	弁明書等の受理		○
	第27条	弁明の機会の付与の通知		○
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成7年山口県公安委員会規則第3号)	第9条第1項	聴聞の期日(弁明の日時)又は場所の変更(第24条第2項において準用する場合を含む。)		○
	第9条第2項	変更申出書の受理(第24条第2項において準用する場合を含む。)		○
	第9条第3項	聴聞の期日(弁明の日時)又は場所の変更の通知(第24条第2項において準用する場合を含む。)		○
	第10条第2項	文書等の閲覧の日時等の通知		○
	第11条第1項	提出物目録の作成(第24条第1項において準用する場合を含む。)		○
	第11条第2項	提出物目録の写しの交付(第24条第1項において準用する場合を含む。)		○
	第11条第3項	証拠書類等の返還(第24条第1項において準用する場合を含む。)		○
	第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知及び公示		○
	第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の許可の通知		○
	第21条第1項	弁明録取者の指名		○
行政不服審査法 (平成26年法律第68号)	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令		○

	第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第13条 第1項	利害関係人の参加の許可		○
	第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第13条 第2項	利害関係人に対する参加の要求		○
	第15条第3項	審査請求人の地位を承継した旨の 届出の受理		○
	第15条第6項	審査請求人の地位の承継の許可		○
	第21条第2項	処分庁等を経由した審査請求書等 の受理		○
	第22条第1項 ・第2項	誤った教示によりされた審査請求 に係る審査請求書の送付及び審査 請求人への通知		○
	第22条第3項	誤った教示によりされた再調査の 請求に係る再調査の請求書又は再 調査の請求録取書の送付及び再調 査の請求人への通知		○
	第23条	審査請求書の補正の命令		○
	第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第29条 第1項	審査請求書又は審査請求録取書の 写しの送付		○

	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の提出の要求		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	弁明書の送付		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書又は意見書の送付		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の機会の付与		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日等の指定		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条	補佐人とともに出頭することに係る許可		○

	第 3 項			
	第 9 条第 3 項 の規定により 読み替えて適 用する第31条 第 4 項	口頭意見陳述の制限		○
	第 9 条第 3 項 の規定により 読み替えて適 用する第31条 第 5 項	質問の許可		○
	第32条第 2 項	処分の理由となる事実を証する書 類その他の物件の提出		○
	第 9 条第 3 項 の規定により 読み替えて適 用する第32条 第 3 項	証拠書類等を提出すべき期間の設 定		○
	第 9 条第 3 項 の規定により 読み替えて適 用する第33条	物件の提出の要求		○
	第 9 条第 3 項 の規定により 読み替えて適 用する第34条	参考人の陳述又は鑑定の要求		○
	第 9 条第 3 項 の規定により	検証の実施		○

	読み替えて適用する第35条第1項			
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時等の通知		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	審理関係人への質問		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項・第2項	審理関係人からの意見の聴取		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の期日等及び審理手続の終結の予定時期の決定並びに通知		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の提出人からの意見の聴取		○
	第9条第3項の規定により	提出書類等の閲覧の日時等の指定		○

	読み替えて適用する第38条第3項			
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第39条	審理手続の併合又は分離		○
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第41条第3項	審理手続を終結した旨の通知		○
	第51条第2項	裁決の送達		○
	第51条第4項	裁決書の謄本の送付		○
	第53条	証拠書類等の返還		○
	第82条第1項・第2項	不服申立てをすべき行政庁等の教示		○
	第83条第3項	不服申立書の送付		○
	第84条	情報の提供		○
	第85条	処理状況の公表		○
山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則 (平成28年山口県公安委員会規則)	第5条第2項	総代が選任又は解任された旨の通知		○
	第6条第1項	参加の許可をした旨又はしない旨の通知		○
	第6条第3項	新たに参加人となった旨又は参加を取り下げた旨の通知		○
	第8条	執行停止をした旨又はしない旨の通知		○

第4号)	第9条	執行停止を取り消した旨の通知		○
	第10条第1項	審査請求の取下げがあった旨の通知		○
	第10条第2項	証拠書類等及び物件の返還（第17条第4項において準用する場合を含む。）		○
	第12条	反論書又は意見書を提出すべき期間の通知		○
	第13条第2項	口頭意見陳述録取書の作成（第19条第3項、第21条第3項、第22条第3項において準用する場合を含む。）		○
	第14条	補佐人とともに出頭することに係る許可をした旨又はしない旨の通知		○
	第15条	証拠書類等を提出すべき期間の通知		○
	第16条第1項	物件の提出を求める旨又は求めない旨の通知（第19条第3項、第20条第4項、第21条第3項において準用する場合を含む。）		○
	第17条第1項	提出物目録の作成		○
	第17条第2項	提出物目録の写しの交付		○
	第17条第3項	証拠書類等又は物件の返還		○
	第18条	証拠書類等又は物件の提出を受けた旨の通知		○
	第19条第1項	参考人の陳述若しくは鑑定を求める旨又は求めない旨の通知		○

	第20条第1項	検証をする旨又はしない旨の通知		○
	第20条第3項	検証調書の作成		○
	第21条第1項	質問をする旨又はしない旨の通知		○
	第21条第2項	質問の期日等の通知		○
	第22条第1項	意見の聴取の期日等の通知		○
	第24条	審理手続の併合又は分離の通知		○
	第26条	公示の方法による送達をした旨の通知		○
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和55年法律第36号)	第13条第1項	裁定のための報告徴収等		○
	第13条第2項	裁定のための公務所等への報告の徴収		○
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則 (昭和55年国家公安委員会規則第6号)	第20条第2項	給付金支払請求書等の交付		○
	第23条第2項	申請書添付書類の省略		○

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成20年法律第80号)	第8条第1項	裁定のための報告の徴収等		○
	第8条第2項	裁定のための公務所等からの報告の徴収		○
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則 (平成20年国家公安委員会規則第20号)	第2条第2項	申請書の添付書類の省略の決定		○
	第3条第2項	オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書の交付		○
国外犯罪被害者等 被害弔慰金等の支給に関する法律 (平成28年法律第73号)	第13条第1項	裁定のための報告の徴収等		○
	第13条第2項	裁定のための公務所等への協力の要請		○
国外犯罪被害者等 被害弔慰金等	第10条第2項	国外犯罪被害者等支払請求書の交付		○

の支給に関する法律施行規則 (平成28年 国家公安委 員会規則第 23号)	第12条第2項	申請書の添付書類の省略の決定		○
暴力団員による不当な 行為の防止 等に関する 法律 (平成3年 法律第77号)	第5条第2項	意見聴取の期日等の通知及び公示 (第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。)		○
	第7条第1項	指定(指定の取消し、警戒区域の変更)の公示(第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。)		○
	第7条第3項	指定(指定の取消し、警戒区域の変更)の通知(第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。)		○
	第7条第4項	公示事項の変更の公示(第15条の2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合を含む。)	○	
	第8条第3項	指定暴力団連合の指定の取消し	○	
	第13条	援助の申出の受理及び援助		○

	第14条第1項	事業者に対する援助		○
	第14条第2項	責任者に対する講習の実施	○	
	第14条第3項	責任者に対する講習の通知		○
	第15条第4項、 第15条の2第 5項、第30条の 11第3項	標章の貼付け		○
	第15条第5項、 第15条の2第 6項、第30条の 11第4項	標章の取除き		○
	第28条第1項	離脱希望者に対する援護等		○
	第28条第3項	離脱希望者の状況についての報告 の徴収	○	
	第32条の3第 1項	申出の受理		○
	第33条第1項	報告又は資料の徴収並びに立入検 査及び質問		○
	第34条第2項	意見聴取の期日等の通知及び公示 (第35条第5項において準用する 場合を含む。)		○
	第36条第1項 ・第3項	国家公安委員会への報告		○
	第36条第2項 ・第3項	国家公安委員会からの通報の受理		○
	第36条第4項	官庁、公共団体その他の者への協 力の要請	○	
暴力団員に	第19条第3項	受講修了書の交付		○

よる不当な 行為の防止 等に関する 法律施行規 則 (平成3年 国家公安委 員会規則第 4号)	第21条第1項、 第30条第1項	指定の期限の延長の通知		○
	第35条第1項	提出資料目録の作成		○
	第35条第2項	提出資料目録の写しの交付		○
	第35条第3項	提出資料の返還		○
	第38条	標章の取除き		○
	第39条、第40 条第1項	他の公安委員会への照会及び他の 公安委員会からの照会に対する回 答		○
	第40条第2項	他の公安委員会への書類等の送付		○
	第41条第1項	他の公安委員会への協力の依頼及 び必要な協力		○
	第41条第2項	他の公安委員会との連絡及び適切 な措置		○
	第47条第1項 ・第2項	特殊取扱いによる郵便又は信書便 の役務のうち特殊取扱いによる郵 便に準ずるものの認定		○
暴力団員に よる不当な 行為の防止 等に関する 法律の規定 に基づく意 見聴取の実 施に関する	第47条第3項	郵便又は信書便による送達（交付 送達）の記録の作成（第48条第3 項において準用する場合を含む。）		○
	第9条第1項	代理人選任届出書の受理		○
	第10条第2項	補佐人の許可の通知		○
	第11条	補佐人の付添いの勧告	○	
	第12条第2項	申出書の受理		○
	第12条第3項	参考人の出席要求の通知		○
	第16条第1項	意見聴取の期日等の変更の申出の 受理		○
	第16条第3項	意見聴取の期日等の変更の通知及		○

規則		び公示		
(平成3年 国家公安委 員会規則第 5号)	第17条第1項	陳述書の提出の要求	○	
	第17条第2項	陳述書の受理		○
	第34条第2項	意見聴取の期日外における証拠調 の実施の通知		○
	第35条第1項	提出物目録の作成		○
	第35条第2項	提出物目録の写しの交付及び提出 物の返還	○	
	第37条	意見聴取調書の閲覧の供与		○
	第38条	意見聴取の公示に伴う措置		○
	第39条第1項 ・第2項	当事者がその地位を失った場合の 措置		○
	第40条第2項	意見聴取の再開の通知及び公示		○
	第41条第2項	特殊取扱いによる郵便又は信書便 の役務のうち特殊取扱いによる郵 便に準ずるものの認定及び郵便又 は信書便による送達（交付送達） の記録の作成		○
暴力追放運 動推進セン ターに関す る規則 (平成3年 国家公安委 員会規則第 7号)	第1条第1項	申請書の受理	○	
	第2条	指定の公示	○	
	第3条第1項	名称等の変更の届出の受理	○	
	第3条第2項	名称等の変更の公示	○	
	第3条第3項	定款等の変更の届出の受理	○	
	第8条第1項	相談事業の開始の届出の受理	○	
	第8条第2項	相談事業の開始の届出の公示	○	
	第9条第1項	相談事業の休止等の届出の受理	○	
	第9条第2項	相談事業の再開の届出の受理	○	
	第9条第3項	相談事業の休止等の公示	○	

	第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理	○	
	第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理	○	
	第12条第3項	事業の運営等の報告又は資料の提出要求	○	
	第13条第1項	役員の解任の勧告	○	
	第13条第2項	暴力追放相談委員の解任の勧告	○	
	第14条	指定の取消しの公示	○	
不当要求情報管理機関登録規程 (平成3年 国家公安委員会告示第 5号)	第4条第1項	登録申請書の受理(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	○	
	第6条	登録証の交付(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	○	
	第8条第1項	登録の更新	○	
	第9条第1項	変更届出書の受理	○	
	第9条第2項	登録証の書換え	○	
	第10条第1項	移転登録	○	
	第11条	事業の廃止の届出の受理	○	
	第12条第2項	登録の取消しの通知	○	
	第13条	登録証の返納の受理	○	
	第14条	登録に係る事業の実施状況の報告の要求	○	
山口県暴力団排除条例施行規則(平成23年山口県公安委員会規則第1	第5条	口頭による説明を聴取させる警察職員の指名		○

号)				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)	第20条第2項	遊技機の認定		○
	第20条第4項	遊技機の検定		○
	第24条第6項	管理者講習の実施（第31条の23において準用する場合を含む。）		○
	第31条の6第1項	無店舗型性風俗特殊営業に係る他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理（第31条の6第3項において準用する場合を含む。）		○
	第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示		○
	第31条の11第1項	映像送信型性風俗特殊営業に係る他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理（第31条の11第3項において準用する場合を含む。）		○
	第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示		○
	第31条の21第1項	無店舗型電話異性紹介営業に係る他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理（第31条の21第3項において準用する場合を含む。）		○
	第31条の21第	無店舗型電話異性紹介営業を営む		○

	2 項第 1 号	者に対する指示		
	第35条の 4 第 3 項	接客業務受託営業に係る他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理（第35条の 4 第 5 項において準用する場合を含む。）		○
	第35条の 4 第 4 項第 1 号	接客業務受託営業を営む者に対する指示		○
	第38条第 5 項	少年指導委員研修の実施		○
	第38条の 2 第 1 項	立入り		○
	第38条の 2 第 2 項	少年指導委員に対する指示		○
	第38条の 2 第 3 項	少年指導委員からの報告の受理		○
	第41条第 2 項	聴聞の期日等の公示		○
	第41条の 3 第 1 項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○
	第41条の 3 第 2 項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理		○
	第42条	飲食店営業等の営業停止に関する所轄庁への通知	○	
	第44条	風俗営業者の団体等の届出の受理		○
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基	第 1 条第11号ハ(2)	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足る能力を有すると認める者の認定		○

づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令 (昭和60年総理府令第1号)				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)	第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱	○	
風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)	第1条	指定申請書の受理		○
	第2条	名称等の公示		○
	第3条第1項・第2項	名称等の変更の届出及び公示		○
	第5条第1項	事業計等の受理		○
	第5条第2項	事業報告書等の受理		○
	第5条第3項	報告又は資料の徴収	○	
	第7条	指定取消しの公示		○
遊技機の認定及び型式の検定等	第1条第1項	認定申請書の受理		○
	第1条第4項 第1号イ・第2	遊技機の点検及び取扱いに関し十分な知識及び技能を有し、遊技機		○

関する規則 （昭和60年 国家公安委 員会規則第 4号）	号イ	の点検及び取扱いを適正に行うことができる者と認める者の認定		
	第1条の2	認定申請書等の補正の要求		○
	第2条第1項	認定に関する試験		○
	第2条第2項	認定に係る遊技機の再試験及び報告の命令		○
	第2条第3項	認定に係る遊技機又はその部品の提出の受理		○
	第3条第2項	認定の通知		○
	第3条第3項	認定をしない旨の通知		○
	第5条第2項	認定の取消しの理由の通知及び弁明の機会の供与		○
	第5条第3項	認定の取消しの通知		○
	第7条第1項	検定申請書の受理		○
	第7条第2項 第3号へ	検定申請者が同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有することにつき適正に判定することができる者の認定		○
	第7条第2項 第4号へ	検定申請者が同一の型式に属する遊技機を輸入する者であることにつき適正に判定することができる者の認定		○
	第7条の2第2項	確認申請書の受理		○
	第7条の2第3項	確認証明書の交付		○
	第7条の2第4項	変更届出書の受理		○

	第7条の2第5項	廃止届出書の受理		○
	第7条の2第7項	確認の取消しの通知		○
	第7条の3	検定申請書等の補正の要求		○
	第8条第1項	検定に関する試験		○
	第8条第2項	検定に係る遊技機の再試験及び報告の命令		○
	第8条第3項	検定に係る遊技機の部品の提出の受理		○
	第9条第1項	検定の合格通知及び公示		○
	第9条第2項	検定の不合格通知		○
	第11条第3項	検定の取消しの理由の通知及び弁明の機会の供与		○
	第11条第4項	検定の取消しの通知及び公示		○
	第12条第1項	試験事務の公示及び官報への登載		○
	第29条第1項	試験事務の実施		○
	第29条第2項	試験事務の公示及び官報への登載		○
	第30条	試験事務の引継ぎの受理		○
警備業法 (昭和47年 法律第117 号)	第4条	警備業の認定	○	
	第5条第2項	認定の通知		○
	第7条第2項	認定の有効期間の更新	○	
	第11条第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
	第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付		○
	第22条第2項 第1号	警備員指導教育責任者講習の実施		○

第22条第2項 第2号	警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者であることの認定		○
第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）の書換え（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）		○
第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）の再交付（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）		○
第22条第8項	警備員の指導及び教育に関する講習の実施		○
第23条第1項	検定の実施		○
第23条第4項	合格証明書の交付		○
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付		○
第42条第2項 第1号	機械警備業務管理者講習の実施		○
第42条第2項 第2号	機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者であることの認定		○
第46条	報告又は資料の徴収		○
第48条	警備業者に対する指示	○	
第50条第2項	聴聞の期日等の公示		○

	警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条	検定合格者審査の実施		○
警備業法施行規則 （昭和58年 総理府令第1号）	第39条第3項	警備員指導教育責任者の兼務の承認		○
	第60条	機械警備業務管理者の兼務の承認		○
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 （昭和58年 国家公安委員会規則第2号）	第2条	警備員指導教育責任者（機械警備業務管理者）講習の公示（第13条において準用する場合を含む。）		○
	第3条第4号	警備員指導教育責任者講習の対象者の認定		○
	第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付		○
	第7条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書（機械警備業務管理者講習修了証明書）の再交付（第12条第2項において準用する場合を含む。）		○
	第10条	現任指導教育責任者講習の通知		○
	第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付		○
警備員等の 検定等に関する規則	第6条第3項	警察職員の指定	○	
	第7条	検定の公示		○
	第8条第2号	2級検定者と同等以上と認める者		○

(平成17年 国家公安委 員会規則第 20号)		の認定		
	第10条	受検票の交付		○
	第11条	成績証明書 of 交付		○
	第12条第1項	成績証明書の書換え		○
	第12条第2項	成績証明書の再交付		○
	附則第9条	検定合格者審査の実施の公示		○
機械警備業 者の即応体 制の整備の 基準に関す る規則 (昭和58年 山口県公安 委員会規則 第1号)	第2条	機械警備業者の即応体制の整備の 基準の特例認定		○
探偵業の業 務の適正化 に関する法 律 (平成18年 法律第60号)	第13条第1項	報告又は資料の徴収		○
	第14条	探偵業者に対する指示	○	
質屋営業法 (昭和25年 法律第158 号)	第7条第2項	質物保管設備の基準の告示		○
	第26条第2項	聴聞の期日等の公示		○
	第27条	他の公安委員会への通知及び他の 公安委員会からの通知の受理		○
古物営業法 (昭和24年 法律第108	第21条の5第 1項	古物競りあっせん業者に係る認定		○
	第21条の6第	外国古物競りあっせん業者に係る		○

号)	1 項	認定		
	第25条第 2 項	聴聞の期日等の公示		○
	第26条	盗品等に関する情報の提供	○	
	第27条第 1 項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○
	第27条第 2 項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理		○
古物営業法 施行規則 (平成 7 年 国家公安委 員会規則第 10号)	第12条第 1 項	行商従業者証等の様式の承認	○	
	第12条第 2 項	承認をし、又は承認を取り消した様式等の公示		○
	第19条の 7 第 1 項	認定をした旨の通知及び公示 (第19条の12において準用する場合を含む。)		○
	第19条の 7 第 2 項	認定をしない旨の通知 (第19条の12において準用する場合を含む。)		○
	第19条の 9 第 2 項	認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出書の受理		○
	第19条の10第 1 項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し		○
	第19条の10第 2 項	認定を取り消した旨の公示 (第19条の14第 2 項において準用する場合を含む。)		○
	第19条の13第 1 項	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止又は変更の届出書の受理		○
	第19条の14第 1 項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し		○
	第22条第 1 項	承認申請書の受理		○
	第23条	盗品売買等防止団体に係る承認		○

	第24条第1項	承認をした旨の通知及び公示		○
	第24条第2項	承認をしない旨の通知		○
	第25条第1項	変更届出書の受理		○
	第25条第3項	名称等の変更の公示		○
	第25条第4項	承認申請書の添付書類の変更後の 事項を記載した書類の受理		○
	第25条第5項	業務規程又は情報管理規程の変更 の認可		○
	第26条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理		○
	第26条第2項	事業報告書及び収支計算書の受理		○
	第26条第3項	報告又は資料の徴収		○
	第27条	是正又は改善の勧告		○
	第28条第1項	廃止届出書の受理		○
	第28条第3項	廃止届出書の提出があった旨の公 示		○
	第29条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の 取消し		○
	第29条第2項	承認を取り消した旨の公示		○
行商従業者 証等の様式 の承認に関 する規程 (平成7年 国家公安委 員会告示第 7号)	第2条	承認申請書の受理		○
	第5条	資料の徴収		○
	第6条第1項	作成・交付事業の廃止の届出の受 理		○
	第7条	承認の取消しの通知		○
金属くず類 回収業に関	第24条第2項	聴聞の期日等の公示		○

する条例 (昭和32年 山口県条例 第32号)				
自転車防 犯登録を行 う者の指定 に関する規 則 (平成6年 国家公安委 員会規則第 12号)	第3条第1項	変更の届出の受理		○
	第3条第2項	登録業務の実施要領の変更の承認		○
	第5条第1項	事業計画書等の受理		○
	第5条第2項	事業報告書等の受理		○
	第6条	報告又は資料の徴収		○
不正アクセ ス行為の禁 止等に関す る法律 (平成11年 法律第128 号)	第9条第1項	援助の申出の受理及び援助	○	
	第9条第2項	事例分析の実施の委託	○	
不正アクセ ス行為の再 発を防止す るための都 道府県公安 委員会によ る援助に関 する規則 (平成11年	第1条第2項	書類等の提出要求	○	

国家公安委員会規則第12号)				
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 (平成15年法律第65号)	第11条	錠取扱業者団体に対する援助	○	
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則 (平成15年国家公安委員会規則第12号)	第3条第3項において準用する第2条第2項	報告又は資料の徴収	○	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成15年法律第83号)	第13条、第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示		○
	第15条第1項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理（第15条第3項において準用する場合を含む。）		○
	第17条第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○
	第17条第2項	他の公安委員会への通報及び他の		○

		公安委員会からの通報の受理		
	第20条	登録誘引情報提供機関への情報の提供		○
銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)	第3条第1項 第11号	捕鯨用標識銃等製造業の届出の受理		○
	第3条第1項 第12号	捕鯨用標識銃等販売業の届出の受理		○
	第3条第1項 第13号	クロスボウ製造業の届出の受理		○
	第3条第1項 第14号	クロスボウ販売業の届出の受理		○
	第3条第1項 第15号	輸出用刀剣類製作業等の届出の受理		○
	第3条第3項	銃砲等又は刀剣類の所持に係る使用人の届出の受理		○
	第3条の2第2項	拳銃部品の所持に係る使用人の届出の受理	○	
	第4条第1項・第5項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可	○	
	第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催		○
	第5条の3第2項	猟銃等講習修了証明書の交付		○
	第5条の3第4項	猟銃等講習会（年少射撃資格講習会）開催事務の一部委託（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）	○	
	第5条の3の	クロスボウ講習会の開催		○

	2 第 1 項			
	第 5 条の 3 の 2 第 2 項	クロスボウ講習修了証明書の交付		○
	第 5 条の 3 の 2 第 4 項	クロスボウ講習会開催事務の一部 委託	○	
	第 5 条の 4 第 1 項	技能検定の実施及び技能検定に使用 する猟銃の指定		○
	第 5 条の 4 第 2 項	技能検定合格証明書の交付		○
	第 5 条の 5 第 1 項	技能講習の実施		○
	第 5 条の 5 第 4 項	技能講習開催事務の一部委託	○	
	第 6 条第 2 項	国際競技に参加する外国人に対す る銃砲等又は刀剣類の所持の許可	○	
	第 8 条第10項	売却代金の交付（第 8 条の 2 第 4 項、第 9 条の 8 第 5 項、第 9 条の 12 第 4 項、第 11 条第 12 項、第 11 条 の 2 第 6 項、第 24 条の 2 第 8 項、 第 27 条第 3 項において準用する場 合を含む。）		○
	第 9 条の 3 第 1 項	猟銃等射撃指導員の指定	○	
	第 9 条の 3 の 2 第 1 項	クロスボウ射撃指導員の指定	○	
	第 9 条の 4 第 2 項	教習射撃指導員（練習射撃指導員） の選任又は解任の届出の受理（第 9 条の 9 第 2 項において準用する		○

		場合を含む。)		
第9条の5第2項	射撃教習受講資格の認定		○	
第9条の6第2項	教習用備付け銃（練習用備付け銃）に関する届出の受理（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）			○
第9条の6第3項	教習用備付け銃（練習用備付け銃）への番号又は記号の打刻命令（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）			○
第9条の10第2項	射撃練習資格の認定		○	
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定		○	
第9条の14第1項	年少射撃資格講習会の開催			○
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付			○
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定		○	
第10条の6第2項	立入検査及び質問			○
第10条の8第1項	猟銃等保管業の届出の受理			○
第10条の8第4項	猟銃等保管業の廃止の届出の受理			○
第10条の8の	クロスボウ保管業の届出の受理			○

	2 第 1 項			
	第10条の 8 の 2 第 4 項	クロスボウ保管業の廃止の届出の 受理		○
	第12条第 1 項	聴聞の期日等の公示		○
	第12条の 3	報告の徴収又は指定する医師の受 診命令		○
	第13条の 2	公務所等からの報告の徴収		○
	第14条第 4 項	登録に係る都道府県教育委員会か らの通知の受理		○
	第16条第 2 項	登録証の返納に係る都道府県教育 委員会からの通知の受理		○
	第17条第 3 項	登録を受けた銃砲刀剣類の譲受け 等の届出に係る都道府県教育委員 会からの通知の受理		○
	第18条の 2 第 3 項	刀剣類の製作の承認に係る都道府 県教育委員会又は文化庁長官から の通知の受理		○
	第21条の 3 第 1 項第 4 号	譲渡用等準空気銃製造業等の届出 の受理		○
	第27条の 2 第 2 項	立入検査及び質問		○
	第28条の 2 第 1 項	猟銃安全指導委員の委嘱	○	
	第28条の 2 第 3 項	猟銃安全指導委員への情報の提供		○
	第28条の 2 第 6 項	猟銃安全指導委員研修の実施		○
	第28条の 2 第	猟銃安全指導委員の解嘱	○	

	7 項			
	第29条第 1 項	申出の受理		○
	第29条第 2 項	調査の実施及び適当な措置		○
銃砲刀剣類 所持等取締 法施行令 (昭和33年 政令第33号)	第 5 条第 3 号	試験研究施設の構造設備の条件の 設定	○	
	第21条第 2 項	猟銃等講習会の開催日時等の公表	○	
	第22条	猟銃等講習における考査		○
	第24条第 2 項	クロスボウ講習会の開催日時等の 公表	○	
	第25条	クロスボウ講習における考査		○
	第27条第 1 項	技能検定の実施日時等の通知		○
	第36条第 1 項	年少射撃資格講習会の開催日時等 の公表	○	
	第37条	年少射撃資格講習における考査		○
銃砲刀剣類 所持等取締 法施行規則 (昭和33年 総理府令第 16号)	第 1 条第 2 項	申請書等の提出部数の設定		○
	第 4 条第 2 項	銃砲刀剣類製造等届出書の記載事 項の変更の届出書の受理		○
	第 4 条第 3 項	受理した旨を記載した銃砲刀剣類 製造等届出書の交付		○
	第 4 条第 4 項	事業廃止の届出の受理		○
	第 6 条第 2 項	使用人届出済証明書の交付		○
	第 6 条第 3 項	使用人でなくなった旨の届出の受 理		○
	第10条第 1 項 第 1 号	必要な知識経験を有する医師の認 定	○	
	第12条第 2 項	推薦取消しの通知の受理（第42条 第 2 項において準用する場合を含		○

		む。)		
第43条	射撃指導員指定申請書の受理			○
第44条	射撃指導員指定書の交付			○
第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付の申請の受理及び再交付			○
第50条	教習射撃場指定申請書（練習射撃場指定申請書）の受理（第64条において準用する場合を含む。）			○
第54条	教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書の受理（第68条において準用する場合を含む。）			○
第58条第2項	受理した旨を記載した届出書の交付（第72条において準用する場合を含む。）			○
第90条第1項	保管業届出書の受理			○
第90条第2項	保管業届出書の記載事項の変更の届出書の受理			○
第90条第3項	受理した旨を記載した届出書の交付			○
第100条第2項	準空気銃製造等届出書の記載事項の変更の届出書の受理			○
第100条第3項	受理した旨を記載した届出書の交付			○
第100条第4項	事業廃止の届出の受理			○
第102条第3項	模造拳銃製造等届出書（模擬銃器製造等届出書）の記載事項の変更の届出書の受理（第103条第2項において準用する場合を含む。）			○

	第102条第4項	受理した旨を記載した届出書の交付（第103条第2項において準用する場合を含む。）		○
	第102条第5項	事業廃止の届出の受理（第103条第2項において準用する場合を含む。）		○
	第117条	台帳への登載及びその整理		○
指定射撃場の指定に関する内閣府令 (昭和37年総理府令第46号)	第10条	指定申請書の受理		○
	第13条	記載事項変更届の受理		○
猟銃安全指導委員規則 (平成21年国家公安委員会規則第12号)	第2条第1項	猟銃安全指導委員の活動区域の設定	○	
	第2条第2項	関係者への周知の措置		○
	第8条	解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与		○
火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)	第24条第1項 第50条の2	猟銃用火薬類等の輸入の許可		○
	第24条第3項 第50条の2	猟銃用火薬類等の輸入の届出の受理		○
	第43条第2項	立入検査及び関係者への質問		○
	第52条第1項	県知事からの意見聴取に対する回答		○
	第52条第2項	県知事からの通報の受理		○

	第52条第3項	国土交通大臣からの緊急措置通報の受理		○
	第52条第4項	県知事に対する措置要請	○	
火薬類取締法施行令 (昭和25年政令第323号)	第4条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
猟銃用火薬類の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 (昭和41年総理府令第46号)	第9条第1項	輸入許可申請書の受理		○
	第9条第3項	輸入許可書の交付		○
	第9条第4項	輸入許可書記載事項変更届の受理		○
武器等製造法 (昭和28年法律第145号)	第28条第1項	許可等に関する経済産業大臣又は県知事からの通報の受理		○
高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	第74条第1項	許可等に関する県知事からの通報の受理		○
液化石油ガスの保安の	第87条第1項	許可等に関する県知事からの通報の受理		○

確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)				
放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和32年法律第167号)	第18条第5項	放射性同位元素等の運搬の届出の受理		○
	第18条第6項	放射性同位元素等の運搬に関する指示		○
	第42条第1項	放射性同位元素等の運搬に関する報告徴収		○
	第43条の2	放射性同位元素等の運搬に関する立入検査		○
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 (昭和35年政令第259号)	第18条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令 (昭和56年	第2条第4項	放射性同位元素等の運搬届出書の交付		○
	第3条第3項	放射性同位元素等の運搬に関する指示書の交付		○

総理府令第30号)				
消防法 (昭和23年 法律第186 号)	第11条第7項	許可に関する市町村長等からの通報の受理(第11条の4第2項において準用する場合を含む。)		○
核原料物質、 核燃料物質 及び原子炉 の規制に関 する法律 (昭和32年 法律第166 号)	第59条第5項	核燃料物質等の運搬の届出の受理 及び運搬証明書の交付	○	
	第59条第6項	核燃料物質等の運搬に関する指示	○	
	第59条第7項	運搬証明書への指示内容の記載	○	
	第59条第9項	運搬証明書の記載事項変更届出の 受理及びその書換え		○
	第59条第10項	運搬証明書再交付申請の受理及び その再交付		○
	第67条第1項	核燃料物質等の運搬に関する報告 の徴収		○
	第68条第1項	運搬に関する立入検査		○
核原料物質、 核燃料物質 及び原子炉 の規制に関 する法律施 行令 (昭和32年 政令第324 号)	第50条	返納に係る運搬証明書の受領		○
	第51条第1項	他の公安委員会への通知及び他の 公安委員会からの通知の受理		○
化学兵器の 禁止及び特	第17条第1項	特定物質の運搬の届出の受理及び 運搬証明書の交付	○	

特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号)	第17条第2項	特定物質の運搬に関する指示	○	
	第17条第3項	運搬証明書への指示内容の記載		○
	第32条第1項	特定物質の運搬に関する報告の徴収	○	
	第33条第2項	特定物質の運搬に関する立入検査	○	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 (平成7年政令第192号)	第3条の2	運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え		○
	第3条の3	運搬証明書の再交付		○
	第3条の4	返納に係る運搬証明書の受領		○
	第3条の5第1項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	第56条の27第1項	届出対象病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付	○	
	第56条の27第2項	届出対象病原体等の運搬に関する指示	○	
	第56条の27第3項	運搬証明書への指示内容の記載		○
	第56条の30	届出対象病原体等の運搬に関する報告の徴収	○	
	第56条の31第1項	届出対象病原体等の運搬に関する立入検査	○	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療	第21条	運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え		○
	第22条	運搬証明書の再交付		○
	第23条	返納に係る運搬証明書の受領		○

に関する法律施行令 (平成10年 政令第420 号)	第24条第1項	他の公安委員会への通知及び他の 公安委員会からの通知の受理		○
航空法 (昭和27年 法律第231 号)	第131条の2の 5第9項、第 131条の2の6 第4項、第134 条第5項	国土交通大臣との協議		○
犯罪による 収益の移転 防止に関す る法律 (平成19年 法律第22号)	第9条第1項	疑わしい取引の届出の受理		○
	第9条第3項	疑わしい取引の届出に係る事項の 通知		○
	第15条	特定事業者に対する勧告		○
行進及び集団示威運動に関 する各市条例（岩国市条例、 光市条例、防府市条例、山 口市条例、萩市条例）		許可及び許可条件の付与	○	
道路交通法 (昭和35年 法律第105 号)	第4条第1項	交通の規制（信号機の設置による ものを除く。）	○	
	第15条の3第 1項	遠隔操作による通行の届出の受理		○
	第15条の3第 3項	届出番号等の通知		○
	第15条の5第 1項	遠隔操作型小型車の使用者からの 報告又は資料の徴収及び遠隔操作 型小型車の使用者に対する検査又 は質問	○	
	第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対す	○	

		る指示		
	第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用 者に対する指示		○
	第22条の2第2項	監督行政庁との協議（第66条の2 第2項において準用する場合を含 む。）		○
	第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付		○
	第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付		○
	第45条の2第4項	返納に係る高齢運転者等標章の受 領		○
	第51条の4第4項	放置違反金の納付命令		○
	第51条の4第6項	弁明書の提出先等及び弁明の機会 の供与の通知		○
	第51条の4第7項	所在不明者に対する弁明書の提出 先等及び弁明の機会の供与の通知 に係る掲示		○
	第51条の4第10項	放置違反金の納付命令の公示		○
	第51条の4第12項	仮納付金返還の通知		○
	第51条の4第13項	放置違反金の督促		○
	第51条の4第14項	放置違反金等の徴収		○
	第51条の4第17項	納付命令の取消しの通知及び放置 違反金等の還付		○

第51条の4第18項	公示送達		○
第51条の5第1項	報告又は資料の徴収		○
第51条の5第2項	官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼		○
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告		○
第51条の8第4項	法人の登録（第51条の8第7項において準用する場合を含む。）		○
第51条の9	適合命令		○
第51条の10	登録の取消し		○
第51条の11第1項	報告の徴収及び立入検査		○
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付		○
第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令		○
第58条の4	過積載車両の使用者に対する指示		○
第66条の2第1項	過労運転に係る車両の使用者に対する指示		○
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任及び解任届出の受理		○
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令	○	
第74条の3第8項	安全運転管理者講習の通知		○
第75条第3項	監督行政庁からの意見聴取（第75		○

		条の2第3項において準用する場合を含む。)		
	第75条第5項	聴聞の期日等の公示（第75条の2第3項において準用する場合を含む。)		○
	第75条第9項	自動車の使用制限書の交付及び標章のちょう付（第75条の2第3項において準用する場合を含む。)		○
	第75条第10項	標章除去申請書の受理及び標章の除去（第75条の2第3項において準用する場合を含む。)		○
	第75条の2の2第1項・第2項	報告又は資料の提出要求		○
	第75条の12第2項	申請書の受理		○
	第75条の13第2項	国土交通大臣等又は市町村の長からの意見聴取（第75条の16第2項において準用する場合を含む。)		○
	第75条の15第1項	許可の条件の付与（第75条の16第2項において準用する場合を含む。)	○	
	第75条の15第2項	許可の条件の変更又は新たな許可の条件の付与（第75条の16第2項において準用する場合を含む。)	○	
	第75条の16第3項・第4項	変更の届出の受理		○
	第75条の17	許可した旨の公示		○

第75条の25第1項	特定自動運行実施者からの報告又は資料の徴収及び特定自動運行実施者に対する検査又は質問	○	
第75条の25第4項	官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼		○
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示	○	
第75条の26第2項	監督行政庁からの意見聴取（第75条の27第2項において準用する場合を含む。）		○
第75条の27第3項	許可の取消しの公示		○
第75条の28第3項	仮停止に係る報告の受理	○	
第75条の29	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理	○	
第89条第1項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施		○
第89条第2項	質問票の交付		○
第89条第3項	技能検査の実施及び技能を有する旨を証する書面の交付		○
第90条第8項、第103条第6項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令		○
第90条第11項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
第91条	運転免許の条件の付与及び変更		○
第91条の2第1項	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理		○

	第91条の2 第2項	申請による運転免許の条件の付与 及び変更		○
	第91条の2 第3項	申請による運転免許の条件の付与 及び変更の審査		○
	第92条第1項	運転免許証の交付		○
	第92条第2項	異なる種類の運転免許を与えら る際の運転免許証の交付		○
	第95条の3の 規定により読 み替えて適用 する第92条第 2項	異なる種類の運転免許を与えら る際の免許情報記録の書換え		○
	第93条第2項	運転免許の条件の運転免許証への 記載		○
	第95条の3の 規定により読 み替えて適用 する第93条第 2項	運転免許の条件の免許情報記録個 人番号カードへの記載		○
	第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出 の受理及び変更事項の記載		○
	第95条の5第 2項の規定に より読み替え て適用する第 94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出 の受理		○
	第94条第2項	運転免許証の再交付		○
	第95条の2第	特定免許情報の記録の申請の受理		○

	1 項・第 5 項	(第106条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)		
	第95条の 2 第 3 項	特定免許情報の記録		○
	第95条の 2 第 4 項、第106条の 3 第 1 項	返納に係る運転免許証の受領		○
	第95条の 2 第 6 項、第101条の 4 の 2 第 2 項	特定免許情報の記録の申請に併せて行う運転免許証の交付を希望しない旨の申出の受理 (第106条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)		○
	第95条の 2 第 10項	免許情報記録の抹消		○
	第95条の 2 第 11項	運転免許証の交付の申請の受理		○
	第95条の 5 第 4 項	国家公安委員会からの通報の受理		○
	第97条の 2 第 1 項第 3 号イ・ロ・第 5 号、第101条の 4 第 2 項	認知機能検査の実施		○
	第97条の 2 第 1 項第 3 号イ・ハ・第 5 号、第101条の 4 第 3 項	運転技能検査の実施		○

	第98条第2項	自動車教習所の届出の受理		○
	第98条第3項	自動車教習所に対する指導又は助言（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）		○
	第98条第5項	自動車教習所からの報告又は資料の徴収（第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）		○
	第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付		○
	第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付		○
	第99条の6第1項	指定自動車教習所からの報告又は資料の徴収及び指定自動車教習所に対する検査又は質問		○
	第100条の2第1項	再試験の実施		○
	第100条の2第4項	再試験の通知（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）		○
	第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理		○
	第100条の3第1項	他の公安委員会への試験移送通知書の送付及び他の公安委員会からの試験移送通知書の受理（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）		○
	第101条第1項	運転免許証等更新申請書及び質問票の受理		○
	第101条第3項	更新期間等を記載した書面の送付		○

	第101条第4項	運転免許証等更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○
	第101条第5項	運転免許証等の更新時の適性検査の実施		○
	第101条第6項 前段	運転免許証等の更新		○
	第101条第6項 後段	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
	第101条の2第1項	特例更新申請書及び質問票の受理		○
	第101条の2第2項	特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○
	第101条の2第3項	更新期間前の適性検査の実施		○
	第101条の2第4項	更新期間前の運転免許証等の更新		○
	第101条の2の2第3項	他の公安委員会が住所地を管轄する者が更新申請書の提出に併せて行う免許情報記録の書換えの申請の受理		○
	第101条の2の2第4項	運転免許証等の更新時の適性検査の実施		○
	第101条の2の2第5項	他の公安委員会への適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付並びに他の公安委員会からの適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の受理		○

	第101条の2の2第6項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
	第101条の2の2第7項	適性検査の実施及び通知		○
	第101条の4第5項	高齢者講習等の日時等を記載した書面の送付		○
	第101条の4の2第1項	更新時の運転免許証の交付		○
	第101条の4の2第3項	更新時の免許情報記録の書換え		○
	第107条の規定により読み替えて適用する第101条の4の2第3項	更新をした旨を証する書面の交付		○
	第101条の4の2第4項	他の公安委員会が住所地を管轄する者からの返納に係る運転免許証の受領		○
	第101条の5	報告の徴収		○
	第101条の6第1項	医師からの届出の受理		○
	第101条の6第2項	医師からの確認の求めに対する回答		○
	第101条の6第4項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○
	第101条の7第1項・第2項	臨時認知機能検査の実施及び通知		○
	第101条の7第	臨時高齢者講習の実施及び通知		○

	4 項・第 5 項			
	第102条第 1 項 ・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項	臨時適性検査の実施及び検査の期 日等の通知又は医師の診断書の提 出命令		○
	第103条第 3 項	他の公安委員会への処分移送通知 書の送付及びその受理（同条第 5 項、第104条の 2 の 3 第 8 項及び第 107条の 5 第 9 項において準用す る場合を含む。）		○
	第103条第 9 項	他の公安委員会への処分の通知及 び他の公安委員会からの通知の受 理（第107条の 5 第 9 項において準 用する場合を含む。）		○
	第103条の 2 第 5 項	仮停止通知書の受理及び運転免許 証の受領（第107条の 5 第10項にお いて準用する場合を含む。）		○
	第103条の 2 第 6 項	処分移送通知書の送付とともに行 う他の公安委員会への仮停止通知 書及び運転免許証の送付並びに他 の公安委員会からのこれらの書類 の受理（第107条の 5 第10項におい て準用する場合を含む。）		○
	第104条第 1 項 後段 〔準用〕 第104条の 2 の 2 第 6 項 第104条の 2 の	意見の聴取の期日等の通知及び公 示		○

	4 第 6 項 第107条の 5 第 4 項			
	第104条第 3 項 〔準用〕 第104条の 2 の 4 第 6 項 第107条の 5 第 4 項	参考人等の出頭要求	○	
	第104条の 2 第 2 項	聴聞の期日等の公示（第104条の 2 の 3 第 7 項及び第107条の 5 第 4 項において準用する場合を含む。）		○
	第104条の 2 の 2 第 1 項	再試験の結果による運転免許の取 消し		○
	第104条の 2 の 2 第 3 項	他の公安委員会への処分移送通知 書の送付及び他の公安委員会から の処分移送通知書の受理（第104条 の 2 の 2 第 5 項において準用する 場合を含む。）		○
	第104条の 2 の 2 第 7 項	他の公安委員会への処分の通知及 び他の公安委員会からの処分の通 知の受理		○
	第104条の 2 の 4 第 3 項 〔準用〕 第104条の 2 の 4 第 5 項	他の公安委員会への処分移送通知 書の送付及び他の公安委員会から の処分移送通知書の受理		○

第104条の2の4第7項	他の公安委員会への処分の通知及び他の公安委員会からの処分の通知の受理		○
第104条の3第1項	免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）		○
第104条の3第3項	出頭命令に係る通知の受理及び送付に係る免許証の受領（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）		○
第104条の4第2項	申請による免許の取消し		○
第104条の4第3項	申出による免許の付与		○
第105条の2第1項	運転経歴証明書の交付の申請の受理		○
第105条の2第2項	運転経歴証明書の交付		○
第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理		○
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録		○
第106条	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○
第106条の3第2項	運転免許証の返納時における他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付		○
第106条の4第	運転免許の取消し若しくは失効、		○

	1 項	効力の停止又は免許情報記録の有効期間の満了時における免許情報記録の抹消		
	第106条の4第2項	免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合における他の種類の運転免許に係る免許情報記録の書換え		○
	第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者からの報告の徴収		○
	第107条の4第1項	国際運転免許証等を所持する者に対する臨時適性検査の実施及び検査の期日等の通知		○
	第107条の4第3項	臨時適性検査を受けた者に対する措置命令		○
	第107条の5第5項	提出に係る国際運転免許証等の受領		○
	第107条の5第6項	国際運転免許証等の返還（同条第7項後段において準用する場合を含む。）		○
	第107条の5第7項	処分期間中再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受領		○
	第107条の5第8項	国際運転免許証等への処分事項の記載		○
	第107条の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○
	第107条の7第2項	国外運転免許証交付申請書の受理		○
	第107条の7第3項	国外運転免許証で運転できる自動		○

	3 項	車等の指定及び国外運転免許証の交付		
	第107条の10第1 項	国外運転免許証の返納の受理		○
	第107条の10第2 項	国外運転免許証の提出の受理		○
	第107条の10第3 項	国外運転免許証の返還		○
	第108条の2 第1 項第1 号	安全運転管理者等講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第2 号	取消処分者講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第3 号	停止処分者講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第4 号	大型車講習、中型車講習、準中型車講習及び普通車講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第5 号	大型二輪車講習及び普通二輪車講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第6 号	原付講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第7 号	大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第8 号	応急救護処置講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第9 号	指定自動車教習所職員講習の実施		○
	第108条の2 第1 項第11号	本部交通部運転免許課における優良運転者、一般運転者及び違反運		○

		転者等に対する講習の実施		
第108条の2第1項第12号	高齢者講習の実施			○
第108条の2第1項第13号	違反者講習の実施			○
第108条の2第1項第14号	若年運転者講習の実施			○
第108条の2第1項第15号	自転車運転者講習の実施			○
第108条の2第2項	運転者講習の実施			○
第108条の3第1項	初心運転者講習の通知			○
第108条の3の2	違反者講習の通知			○
第108条の3の3	若年運転者講習の通知			○
第108条の3の5	自転車運転者講習の受講命令			○
第108条の3の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理			○
第108条の4第1項	指定講習機関の指定			○
第108条の6第1項	講習業務規程の認可			○
第108条の9	指定講習機関に対する検査の実施及び指定講習機関からの報告又は資料の徴収			○

	第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定		○
	第108条の32の2第2項 〔準用〕 第108条の32の3第2項	運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）の認定の公示		○
	第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定		○
	第108条の34	監督行政庁又は使用者に対する通知		○
	第109条の2第1項	交通情報の提供		○
	第110条の2第3項	道路管理者からの意見聴取及び交通規制の通知（同項後段の規定は同条第4項において準用する場合を含む。）		○
	第110条の2第4項	高速自動車国道等における交通規制の道路管理者との協議	○	
	第111条第1項	交通量等の調査の実施	○	
	第111条第3項	道路管理者等に対する交通量等の調査結果の通知	○	
	第111条第3項	道路管理者等に対する交通量等の調査結果の通知	○	
道路交通法 施行令 (昭和35年 政令第270 号)	第13条第1項	緊急自動車の届出確認及び指定	○	
	第14条の2	道路維持作業用自動車の届出確認及び指定	○	
	第32条の3第1項	緊急自動車の運転資格審査（中型）		○
	第32条の3第	緊急自動車の運転資格審査（準中		○

	2 項	型)		
	第32条の3の2第2項	緊急自動車の運転資格審査（普通）		○
	第32条の5第1項	緊急自動車の運転資格審査（大自二）		○
	第32条の5第2項・第3項	緊急自動車の運転資格審査（普自二）		○
道路交通法 施行規則 （昭和35年 総理府令第 60号）	第6条の3の2第1項	高齢運転者等標章の交付に係る申請書の受理		○
	第6条の3の3	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理		○
	第6条の3の4	高齢運転者等標章の再交付申請書の受理		○
	第9条の9第1項第2号	安全運転管理者の教習の実施及び資格の認定		○
	第9条の9第2項第2号	副安全運転管理者の資格の認定		○
	第9条の19第1項	許可証の交付		○
	第9条の19第2項	許可証の再交付申請書の受理		○
	第9条の21第2項	資料の徴収及び特定自動運行計画に必要な事項を定めることの要求（第9条の23第2項において準用する場合を含む。）		○
	第9条の22	知事等からの意見聴取（第9条の23第2項において準用する場合を含む。）		○

	第9条の23第3項	変更の許可の通知、返納に係る許可証の受領及び許可証の再交付		○
	第9条の25第3項	許可証の書換え		○
	第9条の33	許可の取消し又は効力の停止の通知		○
	第9条の38第1項・第3項	返納に係る許可証の受領		○
	第9条の38第4項	許可証の返納に係る公示		○
	第18条の3	運転免許の拒否等に係る通知		○
	第18条の5	限定解除審査申請書の受理		○
	第22条第1項	運転免許試験に係る道路等の指定		○
	第22条第2項	運転免許試験の日時等の指定		○
	第22条第3項	運転免許試験の日時の変更の指定		○
	第24条第7項	試験車の指定		○
	第24条第8項	技能試験官の指定		○
	第26条の3第2項	認知機能検査の結果等を記載した書類の交付		○
	第26条の5第6項	運転技能検査の結果等を記載した書類の交付		○
	第28条	運転免許試験成績証明書の交付		○
	第29条の2の2第1項	経由申請書の受理		○
	第29条の2の5第4項、第29条の2の6第4項	理由を証する書類の受理		○

第30条の7第1項	運転免許取消申請書の受理		○
第30条の7第5項	申請による免許の取消しの通知		○
第30条の10第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載		○
第30条の11第1項	運転経歴証明書の再交付		○
第30条の12	返納に係る運転経歴証明書の受領		○
第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者からの住所、氏名又は生年月日の変更届出の受理		○
第30条の16	運転経歴情報の抹消		○
第31条の5第3項	廃止等の届出の受理		○
第33条第5項第2号ニ	応急救護処置教習指導員の認定(第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)		○
第35条	指定申請書の受理		○
第36条	指定申請書の記載事項変更届出の受理		○
第37条第1項	指定書の交付又は指定の取消しの通知		○
第37条第2項	命令書の交付		○
第37条第3項	卒業証明書等の発行禁止又は発行禁止期間の延長の通知		○
第37条の2の2第2項	措置命令書の交付		○

	第38条第16項	安全運転管理者等講習又は指定自動車教習所職員講習の通知		○
	第38条第17項	大型車講習終了証明書等の交付		○
	第38条の2	特定任意講習終了証明書の交付		○
	第38条の4の2第3項	理由を証する書類の受理		○
	第38条の4の6 〔準用〕 第38条の4の7	認定教育（認定検査）の実施者からの報告又は資料の徴収		○
届出教習所 が行う教習 の課程の指 定に関する 規則 （平成6年 国家公安委 員会規則第 1号）	第2条第1項	申請書の受理		○
	第3条	指定書の交付		○
	第4条	申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理		○
	第7条	報告又は資料の徴収		○
	第8条第2項	指定の取消しの通知		○
技能検定員 審査等に関 する規則 （平成6年 国家公安委 員会規則第 3号）	第1条	技能検定員審査の実施		○
	第2条	技能検定員審査の公示（第10条第2項において準用する場合を含む。）		○
	第3条第1項	技能検定員審査申請書の受理		○
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付		○
	第5条第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付（第13		○

		条第2項において準用する場合を含む。)		
	第6条	技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定		○
	第7条第2項	技能検定員資格者証の交付申請書の受理		○
	第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付(第16条第1項において準用する場合を含む。)		○
	第8条第2項	技能検定員資格者証の書換え申請書の受理及び書換え(第16条第1項において準用する場合を含む。)		○
	第9条第1項	技能検定員資格者証の返納命令書の交付(第16条第2項において準用する場合を含む。)		○
	第9条第2項	返納に係る技能検定員資格者証の受理(第16条第2項において準用する場合を含む。)		○
	第10条第1項	教習指導員審査の実施		○
	第11条第1項	教習指導員審査申請書の受理		○
	第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付		○
	第14条	教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定		○
	第15条第2項	教習指導員資格者証の交付申請書の受理		○
運転免許に	第4条第2項	認知機能検査の実施に必要な技能		○

係る講習等 に関する規則 (平成6年 国家公安委 員会規則第 4号)	第1号ロ	及び知識に関する講習の実施		
運転免許取 得者等教育 の認定に関 する規則 (平成12年 国家公安委 員会規則第 4号)	第4条第2項 第4号	高齢者講習と同等の効果がある課 程に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定		○
	第7条第1項	名称等の変更の届出の受理		○
	第7条第2項	名称等の変更の公示		○
	第7条第3項	認定申請書の添付書類の記載事項 の変更の届出の受理		○
	第12条	認定の取消しの公示		○
運転免許取 得者等検査 の認定に関 する規則 (令和4年 国家公安委 員会規則第 8号)	第4条第1項 第4号	認知機能検査と同等の効果がある 方法により行う運転免許取得者等 検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定		○
	第4条第2項 第4号	運転技能検査と同等の効果がある 方法により行う運転免許取得者等 検査に係る業務を適正かつ確実に 行うことができる者としての指定		○
	第8条第1項	名称等の変更の届出の受理		○
	第8条第2項	名称等の変更の公示		○
	第8条第3項	認定申請書の添付書類の記載事項 の変更の届出の受理		○
	第13条	認定の取消しの公示		○

自動車運転 代行業の業 務の適正化 に関する法 律 (平成13年 法律第57号)	第4条	自動車運転代行業を営む者としての認定	○	
	第5条第2項	認定をした旨の通知		○
	第5条第4項	国土交通大臣との協議		○
	第8条第2項	国土交通大臣に対する通知		○
	第9条第3項	国土交通大臣に対する通知		○
	第21条第1項	報告又は資料の徴収	○	
	第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び国土交通大臣に対する通知	○	
	第22条第2項	国土交通大臣からの通知の受理		○
道路法 (昭和27年 法律第180 号)	第95条の2第1項	道路管理者からの意見照会に対する回答及び通知の受理		○
	第95条の2第2項	道路管理者との協議及び通知の受理		○
駐車場法 (昭和32年 法律第106 号)	第3条第2項	駐車場整備地区に関する知事からの意見照会に対する回答		○
	第4条第3項	駐車場整備計画に関する意見照会に対する回答（同条第5項において準用する場合を含む。）		○
	第4条第4項	駐車場整備計画に関する通知の受理（同条第5項において準用する場合を含む。）		○

	第5条第2項	路上駐車場設置に関する地方公共団体の長からの意見照会に対する回答		○
自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号)	第8条	保管場所が確保されていないおそれがある旨の警察署長からの通知の受理		○
	第9条第2項	自動車の運行供用の制限の命令に係る文書の交付及び標章のちょう付		○
	第9条第3項	自動車保管場所確保申告書の受理		○
	第9条第4項	自動車の保管場所が確保されていることの確認		○
	第9条第5項	自動車の保管場所が確保されていることの確認の通知及び標章の取除き		○
	第10条第2項	聴聞の期日等の公示		○
	第12条	報告及び資料の徴収		○
	第13条第2項	保管場所の確保がされていないおそれがある旨の監督行政庁に対する通知	○	
車両制限令 (昭和36年政令第265号)	第11条第2項	道路の指定に関する道路管理者からの意見照会に対する回答		○
災害対策基本法 (昭和36年)	第76条第1項	災害時における通行の禁止又は制限	○	
	第76条第2項	通行禁止等の周知の措置	○	

法律第223号)	第76条の4第1項	道路管理者等への要請	○	
災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)	第32条第1項	災害時における通行の禁止又は制限に係る標示の設置	○	
	第32条第2項	道路管理者に対する災害時における通行の禁止又は制限の通知	○	
	第32条第3項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理	○	
	第33条第1項・第2項	緊急通行車両の申出の受理及び確認		○
	第33条第3項	緊急通行車両の標章及び証明書の交付		○
	第33条の3第1項	道路管理者等からの通知の受理	○	
災害対策基本法施行規則 (昭和37年総理府令第52号)	第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付		○
	第6条の4第1項	標章等の亡失等の申出の受理及び再交付		○
	第6条の5	返納に係る標章等の受領		○
大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和53年政令第385号)	第12条第1項・第2項	緊急輸送車両の申出の受理及び確認		○
	第12条第3項	緊急輸送車両の標章及び証明書の交付		○
大規模地震	第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の		○

対策特別措置法施行規則 (昭和54年 総理府令第 38号)	1 項	受理及び標章等の書換え交付		
	第6条の4第 1 項	標章等の亡失等の申出の受理及び 再交付		○
	第6条の5	返納に係る標章等の受領		○
山口県道路 交通規則 (昭和47年 山口県公安 委員会規則 第3号)	第3条第1項 第2号ル	通行禁止除外指定車の指定		○
	第3条第1項 第3号ヌ	総合的な障害の程度が重度身体障 害者に準ずる者であることの認定		○
	第7条の6第 1 項	滞納処分 of 事務を行う警察職員の 指定	○	
	第12条第1項	安全運転管理者教習申請書の受理		○
	第12条第2項	安全運転管理者教習修了書の交付		○
	第13条第1項	安全運転管理者等資格認定申請書 の受理		○
	第13条第2項	安全運転管理者等資格認定書の交 付		○
	第14条第3項	安全運転管理者等選任事項の変更 届出の受理		○
	第18条第2項	運転免許試験及び再試験の場所の 変更		○
	第19条の2	認知機能検査申出書の受理		○
	第19条の3	運転技能検査申出書の受理		○
	第22条の2	認知機能検査員講習申出書の受理		○
	第23条	安全運転管理者等講習申出書等の 受理		○
	第24条	緊急自動車運転資格審査申請書の		○

		受理		
	第24条の2第2項	消防用自動車等届出確認書の交付		○
	第25条第2項	緊急自動車指定書又は道路維持作業用自動車指定書の交付		○
	第26条第1項	届出確認書等記載事項変更届の受理及びその書換え		○
	第26条第2項	届出確認書等再交付申請書の受理及び再交付		○
	第26条第3項	届出確認書等返納届の受理		○
交通安全活動推進センターに関する規則 (平成10年 国家公安委員会規則第3号)	第7条第1項	事業計画書等の受理	○	
	第7条第2項	事業報告書等の受理	○	
	第7条第3項	報告又は資料の徴収	○	
	第10条	事業の運営についての連絡等		○
指定講習機関に関する規則 (平成2年 国家公安委員会規則第1号)	第2条第1項	指定申請書の受理		○
	第3条	指定の公示		○
	第4条第1項	名称等の変更の届出の受理		○
	第4条第2項	名称等の変更の公示		○
	第4条第3項	指定申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理		○
	第5条第5号	運転適性指導員の資格の審査		○
	第7条第5号	運転習熟指導員の資格の審査		○
	第9条第1項	認可申請書の受理		○
	第9条第2項	変更認可申請書の受理		○

	第11条	講習結果報告書の受理		○
	第13条	事業報告書等の受理		○
	第14条第1項	許可申請書の受理		○
	第16条	特定講習の業務の引継ぎ等		○
	第17条	特定講習指導員の指名		○
	第18条第1項 ・第2項	特定講習の実施についての連絡等		○
地域交通安全活動推進 委員及び地 域交通安全 活動推進委 員協議会に 関する規則 (平成2年 国家公安委 員会規則第 7号)	第8条第1項	地域交通安全活動推進委員の講習 の実施		○
	第9条	地域交通安全活動推進委員の指導		○
路線を定め る自動車運 送業の免許 申請事案の 調査の際に おける都道 府県公安委 員会の意見 聴取等に関 する覚書	第2条	意見書の提出		○
	第3条	処分の通知の受理		○

(昭和40年 4月20日付 け運輸省と 警察庁との 覚書)				
道路運送車両の保安基準の 緩和を必要とする新型自動 車の取扱いについて (昭和43年9月27日付自車 第763号の1 運輸省自動車局 長通達)		保安基準の緩和を必要とする新型 自動車の一般基準を定めることに ついて陸運局長からの照会に対し ての意見提出	○	
道路交通法 の規定に基 づく意見の 聴取及び弁 明の機会の 付与に関す る規則 (平成6年 国家公安委 員会規則第 27号)	第3条	主宰者の指名		○
	第4条第2項	新たな主宰者の指名		○
	第5条第1項 ・第2項	代理人の資格に関する書面の受理 (第17条第1項において準用する 場合を含む。)		○
	第6条第1項 ・第2項・第3 項	補佐人の出頭に係る書面の受理、 出頭の許可及び許可の通知(第17 条第2項において準用する場合を 含む。)		○
	第8条第1項	意見の聴取の期日(弁明の日時) 又は場所の変更(第17条第2項にお いて準用する場合を含む。)		○
	第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更 の申出書の受理		○
	第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更 の通知及び公示		○
	第11条第2項	続行期日等の公示		○

	第14条第2項	弁明録取者の指名		○
確認事務の 委託の手續 等に関する 規則 (平成16年 国家公安委 員会規則第 23号)	第2条第1項	登録申請書の受理(第2条第3項 において準用する場合を含む。)		○
	第6条	駐車監視員資格者講習の公示	○	
	第7条第1項	受講申込書の受理		○
	第8条	駐車監視員資格者講習の実施	○	
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書 の交付		○
	第9条第2項	再交付申請書の受理及び駐車監視 員資格者講習修了証明書の再交付 (第10条第5項において準用する 場合を含む。)		○
	第10条第1項	認定審査の実施	○	
	第10条第2項	認定申請書の受理		○
	第10条第4項	認定書の交付		○
	第11条第1項	交付申請書の受理		○
	第13条第1項	書換え交付申請書の受理及び資料 の徴収		○
	第13条第2項	再交付申請書の受理及び駐車監視 員資格者証の再交付		○
	第14条第2項	駐車監視員資格者証の返納受理		○